

ほろにかが

平成28年12月13日
全国卸売酒販組合中央会

「ビール系飲料」の酒税統一化について

北海道支部長 小田 彰

来年の酒類業界において、まず第一に動向が注目されているのは、「酒税法」及び「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」の改正に伴う「公正な取引の基準」が、具体的にどのような形で生販三層に影響を及ぼすのかといったことでもあります。

もう一つの重要な点は、政府の来年度税制改正大綱の中で、ここ数年来先送りにされておりました「ビール系飲料」などの酒税統一化であります。

新聞などによりますと、これから10年後の平成38年10月までに、ビール、発泡酒、第3のビールの税率を三段階に分けて統一化していき、更に、日本酒やワイン、酎ハイ関係も増減税の対象になるとの報道であります。

その三段階の時期については、メーカーや消費者に対する配慮の為、平成32年10月、平成35年10月、最終的に平成38年10月とされており、税額は、ビール350MLでは77円の税額が、54.25円になり、22.75円引き下げられるとの案であります。一方、現状の発泡酒や第3ビールについても、それぞれ税率が引き上げられ、最終的にビールと同様に統一される予定であります。

たとえばビール350MLの税率が3回に渡り、1回あたりの減税額はそれぞれ7.00円、6.65円、9.10円の税率見直しの予定となっておりますが、卸の納価や小売価の端数の切り上げ、切り下げにどのように反映されるか、それに伴い、3年に一度得意先に対して、ビール類だけでなく、清酒やワイン、

酎ハイなどを加えた見積の提出や説明などをしなければならぬ必要性が生じ、卸の事務作業・システム変更などが煩雑になりはしないか、システム開発経費などの経費が増大しないかと危惧を深めるところであります。

更に、平成31年10月には、軽減税率の実施を含めた消費税の10%までの増税が決まっております。

その中で、ビールメーカーのビール販売に対する競争の激化や酎ハイやワインメーカーの増税に対する反発が更に表面化することが予想され、冒頭の来年度の「公正な取引の基準」の制定によるメーカーの販促費の縮減や卸の再見積りも絡み、今回の税制改正がもたらす影響は非常に大きいものと思われま

具体的には、これからの審議となりますが、特にビール類については、これを機会に、採算を度外視した廉価販売に陥ることなく、収益改善が図れるよう注意を払っていきたいと思っております。

また、これらに関わる納入価格の変更や事務手続きなどに対しまして、行政官庁、中央会の特段のご指導、ご配慮をよろしくお願いいたします。